

次期静岡大学長候補者の選考手続きについて

教職員 各位

令和5年3月31日

国立大学法人静岡大学長選考・監察会議

当会議は、令和2年度に実施した学長候補者選考を踏まえ、次期学長候補者選考についての諸課題を検討するにあたり、その職責を十分果たすべく、学長選考・監察会議のあり方について慎重に議論を重ねてきました。

令和5年度には、次期学長候補者選考に向けて、上記諸課題の検討をさらに進めるために、当会議がこれを審議する際の方針を、下記の通り表明します。

記

学長選考・監察会議は、国立大学法人法（以下「法人法」という。）により、学長候補者の選考、学長の評価並びに解任の申出等の強い権限と責任を付与された組織であり、大学のガバナンスに関する重要な役割を担っている。

また、法人法に基づく、国立大学法人ガバナンス・コードにおいては、学長候補者の選考に関し、学長選考・監察会議が「自らの権限と責任に基づき、法人の長に求められる人物像（資質・能力）に関する基準を明らかにするとともに、広く学内外から法人の長となるに相応しい者を求め、主体的に選考を行うべきである」（原則3-3-1）こと、当該基準を踏まえ、「意向投票によることなく、自らの権限と責任において慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行う」（補充原則3-3-1①）ことが示されている。

当会議は、これらの重責を果たすためには幅広いステークホルダーからの信頼を確保する必要があるとの認識のもと、適正な議事の運営や会議体の構成等について、不断の検討を行っている。

その中でも、令和6年度に予定される次期静岡大学長候補者の選考手続きにおいては、当会議の責任と権限により主体的に学長候補者を選考することがより明確となるよう見直しを行うこと、あわせて、その見直しにあたっては、選考結果への信頼性を保つため、選考に係る審議の過程について、人事に関わる情報であることに留意しつつ、情報提供に努めるなど、当会議の透明性の確保に取り組むこととする。